

児童福祉法における被措置児童等虐待の対象施設・事業等

令和7年10月1日時点

No.	対象施設・事業	区内対象施設・事業数	計	No.	対象施設・事業	区内対象施設・事業数	計
1	障害児入所施設	0	0	13	意見表明等支援事業	10	10
2	乳児院	0	0	14	病児保育事業	4	4
3	児童養護施設	0	0	15	一時預かり事業	・キッズルーム：4 ・区立保育所：17 ・私立保育所：17 ・区立幼稚園：10 ・私立幼稚園：15	63
4	児童心理治療施設	0	0	16	家庭的保育事業等	・家庭的保育事業：5 ・小規模保育事業：15 ・居宅訪問型保育事業：0 ・事業所内保育事業：2	22
5	児童自立支援施設	0	0	17	乳児等通園支援事業	0	0
6	一時保護施設	1	1	18	保育所	・区立：19 ・私立：80 ・区立認定こども園：2	101
7	一時保護受託機関	1	1	19	認可外保育施設	113	113
8	里親（同居人を含む）	17	17	20	子育て短期支援事業	2	2
9	小規模住居型児童養育事業	0	0	21	児童育成支援拠点事業	0	0
10	指定発達支援医療機関	0	0	22	児童館	16	16
11	母子生活支援施設	0	0	23	放課後児童健全育成事業	68	68
12	児童自立生活援助事業	1	1	24	妊娠婦等生活援助事業	0	0

※ その他の法律で幼保連携型認定こども園、幼稚園及び特別支援学校幼稚部も通報義務等が規定された。

※ 母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業は、法律上は対象事業者・施設には含まれていなかったが、国のガイドラインを踏まえ区では被措置児童等虐待として対応していた。

合計 419